笠岡市相生墓園区画使用者募集について（令和８年１２月募集）

前使用者からの返還を受けて，再募集するものです。

１　募集区画（墓所）

	面積　区分	永代使用料	管理料（1㎡当たり1,000円）（※１）
①第１区　第　３号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
②第１区　第２８号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
③第１区　第３４号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
④第１区　第３８号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑤第１区　第４６号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑥第２区　第　８号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑦第２区　第１０号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑧第２区　第１７号 （※３）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑨第２区　第３９号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑩第３区　第１１号 （※３）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑪第３区　第１２号 （※３）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑫第３区　第１８号 （※３）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑬第３区　第４４号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑭第４区　第１３号 （※２）	４㎡　一般墓域	４４０，０００円 （1㎡当たり 100,000 円 ただし，角地については，10%増）	３年ごとに １２，０００円
⑮第４区　第３１号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １２，０００円
⑯第４区　第４８号 （※２）	４㎡　一般墓域	４４０，０００円 （1㎡当たり 100,000 円 ただし，角地については，10%増）	３年ごとに １２，０００円
⑰第４区　第７４号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １２，０００円
⑱第５区　第１７号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １２，０００円
⑲第７区　第２１号 （※３）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円
⑳第７区　第４５号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 （1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに １８，０００円

㉑第７区　　第５０号	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉒第７区　　第５６号 （※２）	６㎡　一般墓域	６６０，０００円 (1㎡当たり 100,000 円 ただし，角地については，10%増)	３年ごとに １８，０００円
㉓第７区　　第７０号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉔第７区　　第７６号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉕第９区　　第　４号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉖第９区　　第２１号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉗第９区　　第５９号 （※２）	６㎡　一般墓域	６６０，０００円 (1㎡当たり 100,000 円 ただし，角地については，10%増)	３年ごとに １８，０００円
㉘第９区　　第８５号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉙第１０区　第３８号 （※２）	６㎡　一般墓域	６００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １８，０００円
㉚第１２区　第１５号 （※２）	５㎡　一般墓域	５００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １５，０００円
㉛第１２区　第２２号 （※２）	５㎡　一般墓域	５００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １５，０００円
㉜第１２区　第６５号 （※３）	５㎡　一般墓域	５００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １５，０００円
㉝第１４区　第９１号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㉞第１４区　第９５号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㉟第１４区　第９８号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㊱第１４区　第１００号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㊲第１４区　第１０４号 （※２）	４㎡　一般墓域	４４０，０００円 (1㎡当たり 100,000 円 ただし，角地については，10%増)	３年ごとに １２，０００円
㊳第１４区　第１２６号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㊴第１４区　第１２７号 （※２）	４㎡　一般墓域	４４０，０００円 (1㎡当たり 100,000 円 ただし，角地については，10%増)	３年ごとに １２，０００円
㊵第１５区　第３５号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㊶第１５区　第４３号 （※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㊷第１５区　第６９号	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円
㊸第１５区　第７６号 （※３）	４㎡　一般墓域	４００，０００円 (1㎡当たり 100,000 円)	３年ごとに １２，０００円

㊹第１５区　第８６号（※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円	３年ごとに１２，０００円
㊺第１５区　第９４号（※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
㊻第１５区　第９７号（※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
㊼第１５区　第１００号	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
㊽第１５区　第１１４号	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
㊾第１５区　第１３２号	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
㊿第１５区　第１３４号（※２）	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
(51)第１５区　第１３７号	４㎡　一般墓域	４００，０００円（1㎡当たり 100,000 円）	３年ごとに１２，０００円
(52)第１６区（※２）	９㎡　特別墓域	１，０８０，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに２７，０００円
(53)第１６区（※２）	９㎡　特別墓域	１，０８０，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに２７，０００円
(54)第１６区（※２）	９㎡　特別墓域	１，０８０，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに２７，０００円
(55)第１７区（※２）	12㎡　特別墓域	１，４４０，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに３６，０００円
(56)第１７区（※２）	12㎡　特別墓域	１，４４０，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに３６，０００円
(57)第１７区（※２）	10.5㎡　特別墓域	１，２６０，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに３１，５００円
(58)第１７区（※２）	7.5㎡　特別墓域	９００，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに２２，５００円
(59)第１７区（※２）	7.5㎡　特別墓域	９００，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに２２，５００円
(60)第１７区（※３）	7.5㎡　特別墓域	９００，０００円（1㎡当たり 120,000 円）	３年ごとに２２，５００円

※１：年度の中途で使用許可を受けたときの管理料は月割計算による
※２：一度，墓石建立・埋蔵した区画（すやでの埋蔵を含む）
※３：一度，墓石建立したが，埋蔵はしていない区画

２　応募資格

次のいずれかに該当する者
（１）笠岡市民または笠岡市に本籍がある方
（２）笠岡市にお墓があり，そのお墓を相生墓園に移動される方

３　申込方法

笠岡市役所環境課窓口に備え付けの笠岡市相生墓園抽選申込書（笠岡市役所環境課ホームページからダウンロード可）に必要事項を御記入のうえ，提出してください。
・申込前に必ず現地を確認してください。
・使用者となる方の氏名で，申込をしてください。
・１世帯につき１区画の申込となります。
（第１希望から最大第６０希望まで選択できます。ただし，第１希望を優先し，第２希望以下については，高順位の希望者がいない区画についてのみ振り替えます。）

・郵送提出は可とします。

4　申込先

〒714-0081　岡山県笠岡市笠岡２３６９－１４　笠岡市役所環境課

5　申込期限

令和９年１月４日（月）【笠岡市役所環境課まで必着】

6　抽選

応募者多数の場合は，抽選となります。

※抽選の場合は，抽選会案内を送付します。抽選会の前日までに，区画使用者決定通知または抽選会案内が届かない場合は，環境課に御連絡ください。

抽選会　　日時：令和９年１月１５日（金）午前１０時～

※５分前までに会場までお越しください。

場所：岡山県笠岡市笠岡２３６９－１４　笠岡市役所環境課

注意事項：申込者の出席をお願いします。万一出席できない場合は，代理人を立ててください。

代理人が出席されない場合は，申込みを無効とします。

はじめに，第１希望の抽選を実施し，その後，必要に応じて，第２希望以下について，実施します。

7　墓所の管理

使用墓所の清掃，墓石等の管理については，各自で行ってください。

8　その他

永代使用料及び管理料は速やかに納入してください。

9　お問合せ先

笠岡市市民生活部環境課　TEL：0865-62-3805